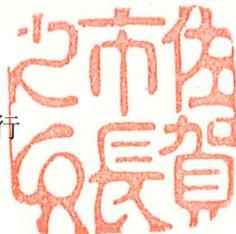


## 諮詢書

佐市福総第1037号  
平成27年1月15日

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上英明様

佐賀市長 秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき、目的外利用の可否について、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

### 1 賒問内容

佐賀市における生活交通のあり方に関する調査・分析業務における高齢者の個人情報の目的外利用について。

### 2 利用課

企画調整部企画政策課

### 3 目的外利用を行う個人情報の内容

65歳（平成26年12月末日現在）以上の高齢者に関する個人情報で、その内容は次のとおりとする。

- (1) 性別
- (2) 年齢
- (3) 住所
- (4) 高齢者のみの世帯の情報

### 4 目的外利用の目的

高齢化や核家族化、過疎化等の進行に伴い、今後、自らの移動手段を確保することができない市民の増加が見込まれることから、公共交通の必要性は高まっていくことが予想される。

そのためには、高齢者を中心に、バス停や鉄道駅が近くにない、いわゆる公共交通の不便地域に居住されている方の実態を把握することが大変重要になる。今後の公共交通の路線網、バス停の位置等を検討していく際の基礎資料として活用を図るものである。

## 5 目的外利用を行う個人情報を必要とする背景

### (1) 公共交通を取り巻く状況

本市では、高度経済成長期以降の車社会の進展とともに、商業施設などの都市機能が中心市街地から郊外に分散したことから、日常的な移動手段として自家用車が多く利用されている。その結果、地域公共交通の位置づけが相対的に低下し、輸送人員の減少が続いている。

地域の公共交通は、基本的には企画から運行まで、民間事業者（昭和バス、西鉄バス、祐徳バス他）、また、独立採算制の公営事業者（市営バス）により実施されてきたが、経営が厳しくなった結果、サービス水準の低下が顕在化するとともに、既存の地域公共交通ネットワークを検証・改善する経営余力が失われ、地域住民のニーズに応えられない状況が大きな課題となっている。

そういう状況の中で、平成25年12月に交通政策基本法が公布・施行され、民間事業者の事業運営にともすれば任せきりであった従来の枠組みから脱却し、持続可能な地域公共交通ネットワーク・サービスの再構築を図ることが、地方自治体の責務として位置づけられることとなった。

また、本市では、平成17年、19年の市町村合併により、市域の面積が広がり、住民の移動を円滑にするために、いかに移動手段を確保するかという問題が、従前にして大きな政策課題となってきている。

### (2) 佐賀市の公共交通の取り組み状況

佐賀市には、人口や都市機能が集中している中心市街地及びその周辺地域のほか、山間部や平野部といった人口集積や地勢が異なる多様な地域特性があり、公共交通の必要性や需要等も地域によって異なっている。

そこで、平成24年3月に策定された本市の公共交通を持続可能なものとしていくための基本指針である佐賀市公共交通ビジョンでは、地域特性に応じた多様な公共交通の実現を掲げており、まずは、過疎化、高齢化がより進行している市北部地域から取り組みを行ってきている。

具体的には、平成24年10月から大和町の松梅地区デマンドタクシーの運行、平成26年10月からは富士地区コミュニティバスの運行、そして、現在、平成27年10月からの運行開始を目指して、三瀬地区の公共交通のあり方の検討を行っているところである。平成27年度以降、市南部地域の公共交通のあり方の検討を行う予定としているが、今年度、そのための基礎調査を実施することとしている。

## 6 目的外利用を行う個人情報に関する取り扱いと活用方法

### (1) 個人情報の取扱方法

- ① 企画政策課が保有している「バス路線及びバス停等の位置に関する情報」を、地理情報システム上に取り込む。
- ② 総務法制課が保有している「単位自治会の境界に関する情報」を、地理情報システム上に取り込む。
- ③ 福祉総務課が保有している「年代別人口（65歳、70歳、75歳、80歳以上）及び高齢者のみ世帯の所在地情報」を、地域福祉支援システムの地図上に取り込む。
- ④ 佐賀市地理情報システムと地域福祉支援システムの情報を一元化して、バス停からの距離（200M、300M、500M、1,000M）に応じた所在地状況を把握するとともに、単位自治会毎に情報の整理を行う。

### (2) 成果情報の活用について

市営バスを含む公共交通のあり方検討を行う企画政策課及び交通局、また、高齢者福祉を所管する高齢福祉課において、個人情報の特定ができない範囲で情報の共有、管理を行う。

また、公共交通のあり方を検討する際の参考資料として、各支所総務課、各自治会役員、民生委員児童委員等に対しても、個人情報の特定ができない範囲で必要に応じた情報提供を行う。

## 7 目的外利用期間

平成27年1月30日～平成30年3月31日

## 8 情報所管課

保健福祉部福祉総務課

参考資料

[成果情報のイメージ]

A自治会	最寄のバス停からの距離			
	200M 圏外人口	300M 圏外人口	500M 圏外人口	1K 圏外人口
80 歳以上	男性	15 人	10 人	5 人
	女性	20 人	15 人	10 人
75 歳以上	男性	30 人	20 人	10 人
	女性	35 人	25 人	15 人
70 歳以上	男性	35 人	25 人	15 人
	女性	38 人	28 人	18 人
65 歳以上	男性	40 人	30 人	20 人
	女性	40 人	30 人	20 人
高齢者のみ世帯	20 世帯	15 世帯	10 世帯	5 世帯

